

情個審第50号

令和8年3月3日

茨城県教育委員会  
教育長 柳橋 常喜 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会  
委員長 亀田 哲也

保有個人情報部分開示決定に対する審査請求について（答申）

令和6年10月7日付け高教諮問第1号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「私が校長と面談した際に校長が説明に使用したいじめに関する資料」部分開示決定に係る審査請求事案

（個人情報諮問第110号）

（個人情報答申第106号）

## 第1 審査会の結論

実施機関が令和5年11月16日付け 指令第4号により行った部分開示決定については、別表2の「開示相当部分」欄に掲げる部分について、これを取り消し、当該部分を開示すべきである。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 保有個人情報の開示請求

令和5年11月6日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、茨城県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）に対し、次に掲げる内容の保有個人情報の開示の請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

「いじめに関する資料（令和 年 月 日に校長との面談の際に校長が説明に使った資料 37枚）」

### 2 実施機関の決定及び通知

令和5年11月16日、実施機関は、法第82条第1項の規定に基づき、本件開示請求に係る保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）として、別表1の「開示請求に係る保有個人情報」欄に掲げる行政文書を特定し、同表の「開示することができない部分の概要」欄に掲げる部分について、同表の「不開示理由」欄に掲げる理由により不開示とする保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日付け〇 指令第4号（以下「本件決定通知書」という。）により、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

令和5年12月13日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張の要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取消し、全部開示を求める。

### 2 審査請求の理由

全部開示をすることにより真実を知りたい。

## 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由に対する認否

審査請求の理由は、否認する。

3 弁明の理由

- (1) 本件処分に係る保有個人情報、令和 年 月 日に茨城県立 高等学校(以下「高校」という。)において実施したいじめの被害生徒の保護者である審査請求人との面談のため、当該いじめに係る調査等の経過を整理した資料37枚である。

当該資料は、両面印刷を含む総ページ数47ページの資料であり、その内容、不開示部分等は別表2のとおりである。

なお、本件決定通知書においては、不開示とした理由の記載が不足していたので、別表2の「不開示理由」欄のとおり説明する。

- (2) 審査請求人は、「全部開示をすることにより真実を知りたい。」と主張していることから、次のとおり不開示情報の法第78条第1項各号への該当性を述べる。

ア 法第78条第1項第2号該当性について

別表2の番号4、6、9、10、16、17、24、27及び29から31までの項の「不開示部分」欄に掲げる情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であることから、法第78条第1項第2号本文に該当する。また、これらの情報が、同号ただし書のいずれかに該当する事情も認められない。

したがって、同号に該当する情報である。

次に、別表2の番号5、7、11、13、23、25、26及び28の項の「不開示部分」欄に掲げる情報は、高校がいじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)に基づき実施したいじめ調査において開示請求者以外から聴取した情報であり、これを開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、法第78条第1項第2号本文に該当する。また、これらの情報が、同号ただし書のいずれかに該当する事情も認められない。

したがって、同号に該当する情報である。

なお、別表2の番号11及び13の項の「不開示部分」欄に掲げる情報は、後述するとおり法第78条第1項第7号にも該当する。

## イ 法第78号第1項第7号該当性について

別表2の番号3及び8の項の「不開示部分」欄に掲げる情報は、職員が開示されることを想定せずにいじめへの対応の検討段階における当該職員の所見を率直に記載した情報である。これを開示すると、今後、いじめへの対応において、職員が検討段階における所見を率直に記載することをちゅうちょし、学校がいじめに適切に対応できなくなるおそれがある。

したがって、実施機関のいじめへの対応に関する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78号第1項第7号に該当する情報である。

また、別表2の番号12、14、15及び18の項の「不開示部分」欄に掲げる情報は、高校がいじめ防止対策推進法に基づいて行った調査その他のいじめへの対応に関する情報である。これを開示すると、今後、いじめへの対応において、開示されることを忌避して当該事案に係る生徒や職員が協力することをちゅうちょするなど、実施機関がいじめ調査その他のいじめへの対応を適切に行えなくなるおそれがある。

したがって、実施機関のいじめへの対応に関する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78号第1項第7号本文に該当する情報である。

なお、別表2の番号12及び14の項の「不開示部分」欄に掲げる情報は、別表2の番号11及び13の項の「不開示部分」欄に掲げる情報と同一の情報であり、法第78条第1項第2号にも該当する。

(3) 以上のことから、本件処分には違法な点又は不当の点はないと考える。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

### 1 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、令和 年 月 日に審査請求人と高校の校長が面談を行った際に、校長が説明に使ったいじめに関する資料37枚(全47ページ)であると認められる。

### 2 本件処分の妥当性について

法第78条第1項第2号においては、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の

特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもので、同号ただし書に掲げる情報を除いたものを、不開示情報としている。

また、法第78条第1項第7号においては、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを、不開示情報としている。

そこで、以下においては、当審査会において本件保有個人情報を検分した結果を踏まえ、対象となる行政文書ごとに、その不開示情報該当性について検討することとする。

- (1) 「被害生徒の保護者（開示請求者）がR . . . に来校し、校長と面談した際の当該保護者の発言要旨に係る記録の写し」（別表2の文書番号2）の不開示部分（同表の番号3）について

当該不開示部分には、開示請求者と面談を行った高校の校長の所見に係る情報が記録されていることが認められる。

これを開示すると、今後のいじめに関する相談や説明に関する記録の作成に際し、関係者の誤解や反発を懸念して、実施機関の職員が所見を率直に記載することをちゅうちょしたり、記載を簡略化することで正確な状況の把握が困難になるなど、実施機関におけるいじめ対応に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第78条第1項第7号に該当する。

よって、当該不開示部分は、不開示にすべきである。

- (2) 「被害生徒の保護者（開示請求者）がR . . . に来校し、校長と面談した際の当該保護者の発言要旨に係る事実関係の整理に係る文書の写し」（別表2の文書番号3）の不開示部分について

当該不開示部分には、開示請求者以外の個人の姓等、いじめ防止対策推進法に基づき高校が実施したいじめ調査において開示請求者以外の者（以下「被聴取者」という。）から聴取した内容及び高校の生徒が職員に相談した内容に係る情報が記載されていることから、それぞれ検討する。

ア 別表2の番号4について

当該不開示部分には、開示請求者以外の個人の姓が記載されていることが認められる。

当該姓の部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であり、当該記載により開示請求者以外の特定の個人を識別することができることから、法第78条第1項第2号本文に該当すると認められる。

また、当該部分に記載されている情報が、同号ただし書イないしハに

該当するとすべき事情は認められない。

よって、当該部分は、不開示にすべきである。

一方、4ページ目（別表2のページ番号を指す。以下同じ。）の5行目の3文字目から8文字目までの部分については、開示請求者以外の個人に関する情報とは認められないことから、同号の不開示情報に該当しない。

そのほか、当該部分が同項各号の不開示情報のいずれかに該当するとすべき事情は認められない。

よって、当該部分は開示すべきである。

イ 別表2の番号5について

当該不開示部分には、いじめ防止対策推進法に基づき、高校が実施したいじめ調査において、被聴取者から聴取した内容に係る情報が記載されていると認められる。

これを開示すると、被聴取者が、自身の発言内容を関係者に知られて、批判や非難を受けることをおそれ、いじめ調査における聴取への協力を拒んだり、聴取に応じたとしても、率直な回答をちゅうちょする等により、正確な事実関係の把握が困難になるなど、実施機関におけるいじめ対応に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第78条第1項第7号に該当する。

よって、当該不開示部分は、不開示にすべきである。

ウ 別表2の番号6について

(ア) 当該不開示部分のうち、5ページ目の2行目の46文字目から3行目の1文字目まで及び4行目の20文字目から21文字目までの部分には、開示請求者以外の個人の姓が記載されていることが認められる。

当該部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であり、当該記載により開示請求者以外の特定の個人を識別することができることから、法第78条第1項第2号本文に該当すると認められる。

ただし、当該部分の内容から、審査請求人が当該特定の個人の姓を了知していると考えられることから、同号ただし書イの慣行として開示請求者が知ることができる情報と認められる。

そのほか、当該部分が同項各号の不開示情報のいずれかに該当するとすべき事情は認められない。

よって、当該部分は開示すべきである。

(イ) 当該不開示部分のうち、5ページ目の4行目の44文字目から5行目の9文字目までの部分には、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる姓などの記述により開示請求者以外の特

定の個人を識別することができる情報が記載されていることから、法第78条第1項第2号本文に該当すると認められる。

また、当該部分に記載されている情報が、同号ただし書イないしハに該当するとすべき事情は認められない。

よって、当該部分は、不開示にすべきである。

- (ウ) 当該不開示部分のうち、5ページ目の4行目の41文字目から43文字目までの部分は、開示請求者以外の個人に関する情報とは認められないことから、法第78条第1項第2号本文の不開示情報に該当しない。

そのほか、当該部分が同項各号の不開示情報のいずれかに該当するとすべき事情は認められない。

よって、当該部分は開示すべきである。

#### エ 別表2の番号7について

- (ア) 当該不開示部分のうち、5ページ目の13行目の38文字目から16行目までの部分には、高校の生徒が本件のいじめとは別のトラブルに関して、職員に相談した内容に係る情報が記載されていると認められる。

これを開示すると、生徒が学校生活における問題や悩みについて、第三者に知られることをおそれて、職員への相談をちゅうちょすることとなり、早期の問題把握ができなくなったり、相談を受けた職員が記載を簡略化して正確な事実の把握が困難になるなど、通常の学校事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第78条第1項第7号に該当する。

よって、当該部分は、不開示にすべきである。

- (イ) 当該不開示部分のうち、5ページ目の13行目の3文字目から23文字目までの部分には、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報が記載されていることから、法第78条第1項第2号本文に該当すると認められる。

ただし、当該部分の内容から、審査請求人がその内容を了知していると考えられることから、同号ただし書の慣行として開示請求者が知ることができる情報と認められる。

そのほか、当該部分が同項各号の不開示情報のいずれかに該当するとすべき事情は認められない。

よって、当該部分は開示すべきである。

- (ウ) 当該不開示部分のうち、5ページ目の13行目の24文字目から3

7文字目までの部分には、高校の生徒が職員に相談したことに対する職員の発言が記載されていることが認められる。

当該部分は、生徒からの相談に対する発言として一般的な内容であることから、これを開示することにより、通常为学校事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとすべき事情は認められず、法第78条第1項第7号の不開示情報に該当しない。

そのほか、当該部分が同項各号の不開示情報のいずれかに該当するとすべき事情は認められない。

よって、当該部分は開示すべきである。

- (3) 「R . . . 担任教諭と被害生徒の保護者(開示請求者)の電話連絡によるやりとり及び申出があった事項等に係る対応の協議に係る記録の写し」(別表2の文書番号4)の不開示部分(同表の番号8)について

当該不開示部分のうち、14行目7文字目から15文字目まで及び18文字目から29文字目まで以外の部分には、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報及び開示請求者以外の個人の内心といった情報が記載されていることから、法第78条第1項第2号本文に該当すると認められる。

また、当該部分に記載されている情報が、同号ただし書イないしハに該当すると判断すべき事情は認められない。

よって、当該部分は、不開示にすべきである。

一方、当該不開示部分のうち、14行目7文字目から15文字目まで及び18文字目から29文字目までの部分については、高校の職員の所見であることから、同号に該当しない。

そのほか、当該部分が同項各号の不開示情報のいずれかに該当するとすべき事情は認められない。

よって、当該部分は開示すべきである。

- (4) 「R . . . 付けいじめ対応に関する教育長宛報告書の写し」(別表2の文書番号5)の不開示部分について

当該不開示部分には、開示請求者以外の個人の氏名及びクラス名並びにいじめ防止対策推進法に基づき高校が実施したいじめ調査において被聴取者から聴取した内容に係る情報が記載されていることから、それぞれ検討する。

ア 別表2の番号9について

- (ア) 当該不開示部分のうち、行為1及び行為3の「誰に」の欄のそれぞれ1文字目から4文字目までの部分には、開示請求者以外の個人の氏

名が記載されていることが認められる。

当該氏名の部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であり、当該記載により開示請求者以外の特定の個人を識別することができることから、法第78条第1項第2号本文に該当すると認められる。

また、当該部分に記載されている情報が、同号ただし書イないしハに該当するとすべき事情は認められない。

よって、当該部分は、不開示にすべきである。

(イ) 当該不開示部分のうち、上記(ア)以外の部分については、開示請求者以外の個人に関する情報とは認められないことから、法第78条第1項第2号本文の不開示情報に該当しない。

そのほか、当該部分が同項各号の不開示情報のいずれかに該当するとすべき事情は認められない。

よって、当該部分は開示すべきである。

イ 別表2の番号10について

当該不開示部分には、開示請求者以外の個人の氏名及びクラス名が記載されていることが認められる。

(ア) 当該氏名の部分は、上記ア(ア)で述べたとおり、不開示にすべきである。

(イ) 当該クラス名の部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であるが、当該記載により開示請求者以外の特定の個人を識別することができず、また、これを開示したとしても、当該個人の権利利益を害するおそれがあるものとはいえないことから、法第78条第1項第2号本文に該当するとは認められない。

そのほか、当該部分が同項各号の不開示情報のいずれかに該当するとすべき事情は認められない。

よって、当該部分は開示すべきである。

ウ 別表2の番号11、12、13及び14について

当該不開示部分には、いじめ防止対策推進法に基づき、高校が実施したいじめ調査において、被聴取者から聴取した内容に係る情報が記載されていると認められる。

当該聴取内容の部分は、上記(2)イで述べたとおり、不開示にすべきである。

エ 別表2の番号15、16及び17について

当該不開示部分には、開示請求者以外の個人の姓が記載されていることが認められる。

当該姓の部分は、上記(2)アで述べたとおり、不開示にすべきであ

る。

- (5) 「R . . . 担任教諭と被害生徒の保護者（開示請求者）の電話連絡によるやりとり及び申出があった事項等に係る対応の協議に係る記録の写し」（別表2の文書番号6）の不開示部分について

当該不開示部分には、本件のいじめに関して、実施機関内でのやり取りの内容が記載されていると認められる。

これを開示すると、今後のいじめに関する実施機関内でのやり取りに関する記録の作成に際し、関係者の誤解や反発を懸念して、実施機関の職員が所見を率直に記載することをちゅうちょしたり、記載を簡略化することで正確な状況の把握が困難になるなど、実施機関におけるいじめ対応に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第78条第1項第7号に該当する。

よって、当該不開示部分は、不開示にすべきである。

- (6) 「加害生徒等からの聞き取りに関する記録の写し」（別表2の文書番号11）の不開示部分について

当該不開示部分には、開示請求者以外の個人の姓及びクラス名、いじめ防止対策推進法に基づき高校が実施したいじめ調査において被聴取者から聴取した内容、聴取を行った日時並びに質問等に係る情報が記載されていることから、それぞれ検討する。

ア 当該不開示部分のうち、1行目の22文字目から23文字目まで、4行目の1文字目から2文字目まで、24行目の18文字目から28文字目まで及び26行目の6文字目から7文字目まで並びに20文字目から21文字目までの部分には、開示請求者以外の個人の姓が記載されていることが認められる。

当該姓の部分は、上記(2)アで述べたとおり、不開示にすべきである。

イ 当該不開示部分のうち、5行目から23行目までには、いじめ防止対策推進法に基づき、高校が実施したいじめ調査において、被聴取者から聴取した内容に係る情報が記載されていると認められる。

当該聴取内容の部分は、上記(2)イで述べたとおり、不開示にすべきである。

ウ 当該不開示部分のうち、2行目の31文字目から32文字目まで及び25行目の2文字目から12文字目までの部分には、開示請求者以外の個人の姓が記載されていることが認められる。

当該姓の部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であり、当該記載により開示請求者以外の特定の個人を識別することができることから、

法第78条第1項第2号本文に該当すると認められる。

ただし、当該部分の内容から、審査請求人が当該特定の個人の姓を了知していると考えられることから、同号ただし書きの慣行として開示請求者が知ることができる情報と認められる。

そのほか、当該部分が同項各号の不開示情報のいずれかに該当するとすべき事情は認められない。

よって、当該部分は開示すべきである。

エ 当該不開示部分のうち、1行目の19文字目から21文字目までの部分には、開示請求者以外の個人のクラス名が記載されていることが認められる。

当該クラス名の部分は、上記(4)イ(イ)で述べたとおり、開示すべきである。

オ 当該不開示部分のうち、上記アないしエ以外の部分には、いじめ防止対策推進法に基づき、高校が実施したいじめ調査に関して、被聴取者に聴取をした日時及び質問等が記載されていると認められる。

そうすると、当該部分の記載により、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできず、また、これらを開示したとしても、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるとはいえないことから、法第78条第1項第2号本文に該当するとは認められない。

そのほか、当該部分が、同項各号の不開示情報のいずれかに該当するとすべき事情は認められない。

よって、当該部分は開示すべきである。

(7)「R . . . 被害生徒からの申出・対応及び申出内容に係る加害生徒等からの聞き取りに関する記録の写し」(別表2の文書番号12)の不開示部分について

当該不開示部分には、開示請求者以外の個人の姓及びクラス名、いじめ防止対策推進法に基づき高校が実施したいじめ調査において被聴取者から聴取した内容、聴取を行った時間並びに質問等に係る情報が記載されていることから、それぞれ検討する。

ア 別表2の番号24について

当該不開示部分には、開示請求者以外の個人の姓が記載されていることが認められる。

当該姓の部分は、上記(2)アで述べたとおり、不開示にすべきである。

イ 別表2の番号25及び26について

(ア) 当該不開示部分のうち、16ページ目の7行目の15文字目から1

6文字目まで、23行目の15文字目から16文字目まで及び29行目の15文字目から16文字目まで並びに17ページ目の3行目の15文字目から16文字目までの部分には、開示請求者以外の個人の姓が記載されていることが認められる。

当該姓の部分は、上記(2)アで述べたとおり、不開示にすべきである。

- (イ) 当該不開示部分のうち、16ページ目の8行目から22行目まで、25行目から28行目まで及び31行目並びに17ページ目の1行目から2行目まで及び5行目から8行目までの部分には、いじめ防止対策推進法に基づき、高校が実施したいじめ調査において、被聴取者から聴取した内容に係る情報が記載されていると認められる。

当該聴取内容の部分は、上記(2)イで述べたとおり、不開示にすべきである。

- (ウ) 当該不開示部分のうち、16ページ目の7行目の12文字目から14文字目まで、23行目の12文字目から14文字目まで及び29行目の12文字目から14文字目まで並びに17ページ目の3行目の12文字目から14文字目までの部分には、開示請求者以外の個人のクラス名が記載されていると認められる。

当該クラス名の部分は、上記(4)イ(イ)で述べたとおり、開示すべきである。

- (エ) 当該不開示部分のうち、16ページ目の7行目の24文字目から29文字目まで、23行目の24文字目から29文字目まで及び29行目の22文字目から27文字目までの部分には、開示請求者以外の個人の姓が記載されていることが認められる。

当該姓の部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であり、当該記載により開示請求者以外の特定の個人を識別することができることから、法第78条第1項第2号本文に該当すると認められる。

ただし、当該部分は、高校の教員の姓であり、審査請求人が当該特定の個人の姓を了知していると考えられることから、同号ただし書イの慣行として開示請求者が知ることができる情報と認められる。

そのほか、当該部分が同項各号の不開示情報のいずれかに該当するとすべき事情は認められない。

よって、当該部分は開示すべきである。

- (オ) 当該不開示部分のうち、上記(ア)ないし(エ)以外の部分には、いじめ防止対策推進法に基づき、高校が実施したいじめ調査に関して、被聴取者に聴取をした時間及び質問等が記載されていると認められる。

当該部分は、上記（６）オで述べたとおり、開示すべきである。

ウ 別表２の番号２７について

（ア）当該不開示部分のうち、１７ページ目の１２行目の７文字目から１６文字目まで及び１３行目の７文字目から１４文字目までの部分には、開示請求者以外の個人の姓が記載されていることが認められる。

当該姓の部分は、上記（２）アで述べたとおり、不開示にすべきである。

（イ）当該不開示部分のうち、上記（ア）以外の部分については、開示請求者以外の個人に関する情報とは認められないことから、法第７８条第１項第２号本文の不開示情報に該当しない。

そのほか、当該部分が同項各号の不開示情報のいずれかに該当するとすべき事情は認められない。

よって、当該部分は開示すべきである。

（８）「Ｒ．．．被害生徒からの申出・対応及び申出内容に係る加害生徒等からの聞き取りに関する記録の写し」（別表２の文書番号１３）の不開示部分について

当該文書は、別表２の文書番号１２の１７ページ目と同一の文書であることから、上記（７）における番号２６及び２７に係る判断と同じ判断とする。

（９）「Ｒ．．．同日の被害生徒からの申出等に係る担任教諭と被害生徒の保護者（開示請求者）の電話連絡によるやりとり及びＲ．．．に被害生徒の保護者（開示請求者）が来校し、担当教諭と面談した際のやりとりに係る記録」（別表２の文書番号１４）の不開示部分について

ア 別表２の番号３０について

当該不開示部分には、開示請求者以外の個人の姓が記載されていることが認められる。

当該姓の部分は、上記（２）アで述べたとおり、不開示にすべきである。

イ 別表２の番号３１について

当該不開示部分には、開示請求者以外の個人の姓が記載されていることが認められる。

当該姓の部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であり、当該記載により開示請求者以外の特定の個人を識別することができることから、法第７８条第１項第２号本文に該当すると認められる。

ただし、当該部分の内容から、審査請求人が当該特定の個人の姓を了知していると考えられることから、同号ただし書イの慣行として開示請

求者が知ることができる情報と認められる。

そのほか、当該部分が同項各号の不開示情報のいずれかに該当するとすべき事情は認められない。

よって、当該部分は開示すべきである。

### 3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

### 4 付言

行政手続法（平成5年法律第88号）第8条第1項において、行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分を理由を示さなければならないとされ、また、同条第2項において、当該処分を書面でするときは、その理由は、書面で示さなければならないとされている。

また、法第82条第1項に基づき、保有個人情報の一部を開示する旨の決定をする場合には、不開示とする部分については、上記の許認可等を拒否する処分に該当すると解される。

そして、この点に関し、最高裁判所平成4年12月10日第1小法廷判決は、公文書の開示等に関する条例に基づく開示請求に関する事案についてのものであるが、非開示決定通知書にその理由を付記すべきとしているのは、非開示理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えるという主旨であり、このような理由付記制度の趣旨に鑑みて、付記すべき理由としては、開示請求者において、所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、理由付記としては十分ではないと判示している。

これを本件処分についてみると、実施機関は、本件決定通知書の別紙の「理由」欄には法第78条第1項各号のいずれかを記載し、「開示することができない部分の概要」欄には不開示となる情報の内容を記載しているものの、当該情報を不開示とする具体的な根拠まで記載しているとは認められず、弁明書において実施機関も自認しているとおり理由の付記として十分なものとは言えない。

実施機関においては、今後、同様の事務処理を行うに当たっては、可能な限り具体的な理由の付記に十分留意することが望まれる。

## 第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和6年10月7日	諮問受理
令和7年10月28日	審査（令和7年度第7回審査会第二部会）
令和7年11月17日	審査（令和7年度第8回審査会第二部会）
令和7年12月23日	審査（令和7年度第9回審査会第二部会）
令和8年1月27日	審査（令和7年度第10回審査会第二部会）
令和8年2月25日	審査（令和7年度第11回審査会第二部会）

別表 1

開示請求に係る保有個人情報	枚目	開示することができない部分の概要	不開示理由
いじめに関する資料（令和 年 月 日に校長との面談の際に校長が説明に使った資料 37枚）	3	学校業務の正当な利益を害する 【10行目～11行目】	法第78条 1 項 7 号
	4	開示請求者以外の情報 【 2 行目・ 3 行目】【 5 行目～22行目】 【23行目・25行目・29行目】	法第78条 1 項 2 号
	5	開示請求者以外の情報 【 2 行目～ 3 行目・ 4 行目・ 4 行目～ 5 行目】 【13行目～16行目】	法第78条 1 項 2 号
	6	学校業務の正当な利益を害する 【12行目～14行目】	法第78条 1 項 7 号
	7	開示請求者以外の情報 （「 3 訴えがあった行為」 行為 1 「誰に」）	法第78条 1 項 2 号
		開示請求者以外の情報 （「 3 訴えがあった行為」 行為 3 「誰に」）	法第78条 1 項 2 号
	8	開示請求者以外の情報 （「 4 第 1 回学校いじめ防止対策会議」 対象） 【 5 行目・ 8 行目】	法第78条 1 項 2 号
		第三者への聞き取り 学校業務の正当な利益を害する （「 5 第 2 回学校いじめ防止対策会議」 調査結果のまとめ 行為 1 ）	法第78条 1 項 2 号 法第78条 1 項 7 号
		第三者への聞き取り 学校業務の正当な利益を害する （「 5 第 2 回学校いじめ防止対策会議」 調査結果のまとめ 行為 3 ）	法第78条 1 項 2 号 法第78条 1 項 7 号
		第三者への聞き取り （「 5 第 2 回学校いじめ防止対策会議」 いじめの有無の検討 行為 1 判断理由） 【 1 行目】	法第78条 1 項 7 号
		第三者への聞き取り （「 5 第 2 回学校いじめ防止対策会議」 いじめの有無の検討 行為 1 判断理由） 【 4 行目】	法第78条 1 項 2 号

9	第三者への聞き取り (「5 第2 回学校いじめ防止対策会議」 いじめの有無の検討 行為3 判断理由) 【1行目】	法第78条1項2号
10	学校業務の正当な利益を害する 【16行目～25行目】	法第78条1項7号
15	開示請求者以外の情報	法第78条1項2号
16	開示請求者以外の情報 【2行目・4行目】	法第78条1項2号
	開示請求者以外の情報 【7行目～31行目】	法第78条1項2号
17	開示請求者以外の情報	法第78条1項2号
18	開示請求者以外の情報	法第78条1項2号
19	開示請求者以外の情報 【32行目】	法第78条1項2号
20	開示請求者以外の情報 【13行目・17行目】	法第78条1項2号

別表2

文書番号	番号	枚数	ページ番号	文書の内容	不開示部分	不開示内容	根拠	不開示理由	開示相当部分
1	1	1	1	被害生徒への配慮事項一覧	なし				
2	2	2	2	被害生徒の保護者(開示請求者)がR . . . に来校し、校長と面談した際の当該保護者の発言要旨に係る記録の写し(1/2)	なし				
	3	3	3	被害生徒の保護者(開示請求者)がR . . . に来校し、校長と面談した際の当該保護者の発言要旨に係る記録の写し(2/2)	10行目33文字目から11行目12文字目	いじめ対応に係る検討段階における職員の見	法第78条第1項第7号該当	開示することにより、職員が所見を率直に記載することを躊躇し、適切に対応できなくなるおそれがあり、今後のいじめへの対応に支障を及ぼすおそれがあるため	なし
3	4	4	4	被害生徒の保護者(開示請求者)がR . . . に来校し、校長と面談した際の当該保護者の発言要旨に係る事実関係の整理に係る文書の写し(1/2)	2行目12文字目から13文字目、3行目25文字目から26文字目、5行目、23行目18文字目から28文字目、25行目6文字目から7文字目及び20文字目から21文字目、29行目19文字目から20文字目	開示請求者以外の氏名	法第78条第1項第2号該当	開示請求者以外の個人を識別できる情報であるため	5行目3文字目から8文字目まで
	5	4	4	被害生徒の保護者(開示請求者)がR . . . に来校し、校長と面談した際の当該保護者の発言要旨に係る事実関係の整理に係る文書の写し(1/2)	6行目から22行目	いじめ防止対策推進法に基づき学校が実施したいじめ調査において開示請求者以外から聴取した情報	法第78条第1項第2号該当	開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため	なし

6	5	5	被害生徒の保護者(開示請求者)がR . . . に来校し、校長と面談した際の当該保護者の発言要旨に係る事実関係の整理に係る文書の写し(2/2)	2行目46文字目から3行目1文字目、4行目20文字目から21文字目及び41文字目から46文字目、5行目	開示請求者以外の氏名等	法第78条第1項第2号該当	開示請求者以外の個人を識別できる情報であるため	2行目46文字目から3行目1文字目まで 4行目20文字目から21文字目まで 4行目41文字目から43文字目まで	
			被害生徒の保護者(開示請求者)がR . . . に来校し、校長と面談した際の当該保護者の発言要旨に係る事実関係の整理に係る文書の写し(2/2)	13行目3文字目から16行目	いじめ防止対策推進法に基づき学校が実施したいじめ調査において開示請求者以外から聴取した情報	法第78条第1項第2号該当	開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため	13行目3文字目から37文字目まで	
4	8	6	6	R . . . 担任教諭と被害生徒の保護者(開示請求者)の電話連絡によるやりとり及び申出があった事項等に係る対応の協議に係る記録の写し	12行目2文字目から14行目	いじめ対応に係る検討段階における職員の見解	法第78条第1項第7号該当	開示することにより、職員が所見を率直に記載することを躊躇し、適切に対応できなくなるおそれがあり、今後のいじめへの対応に支障を及ぼすおそれがあるため	14行目7文字目から15文字目まで 14行目18文字目から29文字目まで
5	9	7	7	R . . . 付けいじめ対応に関する教育長宛報告書の写し(1/3)	「3 訴えがあった行為」の「行為1」の表及び「行為3」の表中「誰に」の項	開示請求者以外の氏名	法第78条第1項第2号該当	開示請求者以外の個人を識別できる情報であるため	開示請求者以外の個人の氏名以外の部分
			10	7	8	R . . . 付けいじめ対応に関する教育長宛報告書の写し(2/3)	「4 第1回学校いじめ防止対策会議(訴えに関する情報共有といじめの有無を確認する措置を講じる)」の表「生徒からの聴き取り計画(必要に応じて枠を増やす)」の項中「対象」を記載する欄(4ヶ所)	開示請求者以外の氏名及びクラス名	法第78条第1項第2号該当

11	7	8	R . . . 付けいじめ 対応に関する教育長 宛報告書の写し(2/3)	「5 第2回学校いじめ防止対策 会議(調査結果を基に、いじめ行 為の有無の確認)」の「調査 結果のまとめ」の表「聞き取り調 査」の項「調査結果」の欄中2行 目から7行目(「行為1」の部分)	いじめ防止対策推 進法に基づき学校 が実施したいじめ調 査において開示請 求者以外から聴取し た情報	法第78 条第1項 第2号該 当	開示することにより、当該 開示請求者以外の個人 の権利利益を害するお それがあるため	なし
12	7	8	R . . . 付けいじめ 対応に関する教育長 宛報告書の写し(2/3)	「5 第2回学校いじめ防止対策 会議(調査結果を基に、いじめ行 為の有無の確認)」の「調査 結果のまとめ」の表「聞き取り調 査」の項「調査結果」の欄中2行 目から7行目(「行為1」の部分)	いじめ防止対策推 進法に基づき学校 が実施したいじめ調 査その他のいじめへ の対応に関する情 報	法第78 条第1項 第7号該 当	開示することにより、開示 されることを忌避して関 係する生徒等が協力を 躊躇するなど、今後いじ め調査その他のいじめ への対応を適切に行え なくなるおそれがあるた め	なし
13	7	8	R . . . 付けいじめ 対応に関する教育長 宛報告書の写し(2/3)	「5 第2回学校いじめ防止対策 会議(調査結果を基に、いじめ行 為の有無の確認)」の「調査 結果のまとめ」の表「聞き取り調 査」の項「調査結果」の欄中12行 目から14行目(「行為3につい て」の部分)	いじめ防止対策推 進法に基づき学校 が実施したいじめ調 査において開示請 求者以外から聴取し た情報	法第78 条第1項 第2号該 当	開示することにより、当該 開示請求者以外の個人 の権利利益を害するお それがあるため	なし

14	7	8	R . . . 付けいじめ 対応に関する教育長 宛報告書の写し(2/3)	「5 第2回学校いじめ防止対策 会議(調査結果を基に、いじめ行 為の有無の確認)」の「調査 結果のまとめ」の表「聞き取り調 査」の項「調査結果」の欄中12行 目から14行目(「行為3につい て」の部分)	いじめ防止対策推 進法に基づき学校 が実施したいじめ調 査その他のいじめへ の対応に関する情 報	法第78 条第1項 第7号該 当	開示することにより、開示 されることを忌避して関 係する生徒等が協力を 躊躇するなど、今後いじ め調査その他のいじめ への対応を適切に行え なくなるおそれがあるた め	なし
15	7	8	R . . . 付けいじめ 対応に関する教育長 宛報告書の写し(2/3)	「5 第2回学校いじめ防止対策 会議(調査結果を基に、いじめ行 為の有無の確認)」の「いじめ の有無の検討(訴えの行為に対 して、それぞれに検討内容を記 入)」の表「行為1」の項「判断理 由」の欄中1行目2文字目から3 文字目	いじめ防止対策推 進法に基づき学校 が実施したいじめ調 査その他のいじめへ の対応に関する情 報	法第78 条第1項 第7号該 当	開示することにより、開示 されることを忌避して関 係する生徒等が協力を 躊躇するなど、今後いじ め調査その他のいじめ への対応を適切に行え なくなるおそれがあるた め	なし
16	7	8	R . . . 付けいじめ 対応に関する教育長 宛報告書の写し(2/3)	「5 第2回学校いじめ防止対策 会議(調査結果を基に、いじめ行 為の有無の確認)」の「いじめ の有無の検討(訴えの行為に対 して、それぞれに検討内容を記 入)」の表「行為1」の項「判断理 由」の欄中4行目8文字目から9 文字目	開示請求者以外の 氏名	法第78 条第1項 第2号該 当	開示請求者以外の個人 を識別できる情報である ため	なし

	17	8	9	R . . . 付けいじめ 対応に関する教育長 宛報告書の写し(3/3)	「5 第2回学校いじめ防止対策 会議(調査結果を基に、いじめ行 為の有無の確認)」の「いじめ の有無の検討(訴えの行為に対 して、それぞれに検討内容を記 入)」の表「行為3」の項「判断理 由」の欄中1行目27行目から28 文字目	開示請求者以外の 氏名	法第78 条第1項 第2号該 当	開示請求者以外の個人 を識別できる情報である ため	なし
6	18	9	10	R . . . 担任教諭と 被害生徒の保護者(開 示請求者)の電話連絡 によるやりとり及び申 出があった事項等に 係る対応の協議に係 る記録の写し	16行目から25行目	いじめ防止対策推 進法に基づき学校 が実施したいじめ調 査その他のいじめへ の対応に関する情 報	法第78 条第1項 第7号該 当	開示することにより、開示 されることを忌避して関 係する生徒等が協力を 躊躇するなど、今後いじ め調査その他のいじめ への対応を適切に行え なくなるおそれがあるた め	なし
7	19	10	11	被害生徒の保護者(開 示請求者)がR . . . に来校し、教頭と面 談した際のやりとりに 係る記録の写し	なし				
8	20	11	12	被害生徒の保護者(開 示請求者)がR . . . に来校し、教頭らと 面談した際のやりとり 及び申出があった事 項等に係る対応の協 議に係る記録の写し	なし				
9	21	12	13	R . . . 学年主任教 諭と被害生徒の保護 者(開示請求者)の電 話連絡によるやりとりに 係る記録の写し	なし				

10	22	13	14	R . . . 担任教諭と被害生徒の保護者(開示請求者)の電話連絡によるやりとりに係る記録の写し	なし				
11	23	14	15	加害生徒等からの聞き取りに関する記録の写し	全部	いじめ防止対策推進法に基づき学校が実施したいじめ調査において開示請求者以外から聴取した情報	法第78条第1項第2号該当	開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため	1行目1文字目から21文字目まで 1行目24文字目から3行目まで 4行目3文字目から8文字目まで 24行目1文字目から17文字目まで 24行目29文字目から25行目まで 26行目1文字目から5文字目まで 26行目8文字目から19文字目まで 26行目22文字目から42文字目まで
12	24	15	16	R . . . 被害生徒からの申出・対応及び申出内容に係る加害生徒等からの聞き取りに関する記録の写し(1/2)	2行目27行目から28文字目及び4行目3文字目から4文字目	開示請求者以外の氏名	法第78条第1項第2号該当	開示請求者以外の個人を識別できる情報であるため	なし
	25	15	16	R . . . 被害生徒からの申出・対応及び申出内容に係る加害生徒等からの聞き取りに関する記録の写し(1/2)	7行目から31行目	いじめ防止対策推進法に基づき学校が実施したいじめ調査において開示請求者以外から聴取した情報	法第78条第1項第2号該当	開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため	7行目1文字目から14文字目まで 7行目17文字目から30文字目まで 23行目1文字目から14文字目まで 23行目17文字目から30文字目まで 24行目 29行目1文字目から14文字目まで 29行目17文字目から28文字目まで 30行目
	26	15	17	R . . . 被害生徒からの申出・対応及び申出内容に係る加害生徒等からの聞き取りに関する記録の写し(2/2)	1行目から8行目	いじめ防止対策推進法に基づき学校が実施したいじめ調査において開示請求者以外から聴取した情報	法第78条第1項第2号該当	開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため	3行目1文字目から14文字目まで 4行目

	27	15	17	R . . . 被害生徒からの申出・対応及び申出内容に係る加害生徒等からの聞き取りに関する記録の写し(2/2)	9行目から13行目	開示請求者以外の氏名及び開示請求者以外から聴取した情報に係る当時の様子	法第78条第1項第2号該当	開示請求者以外の個人を識別できる情報であるため	9行目から11行目まで 12行目1文字目から6文字目まで 12行目17文字目から19文字目まで 13行目1文字目から6文字目まで 13行目15文字目から17文字目まで
13	28	16	18	(17ページ目と同じ文書)	1行目から8行目	いじめ防止対策推進法に基づき学校が実施したいじめ調査において開示請求者以外から聴取した情報	法第78条第1項第2号該当	開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため	(17ページ目と同じ)
	29	16	18	(17ページ目と同じ文書)	9行目から13行目	開示請求者以外の氏名及び開示請求者以外から聴取した情報に係る当時の様子	法第78条第1項第2号該当	開示請求者以外の個人を識別できる情報であるため	(17ページ目と同じ)
14	30	16	19	R . . . 同日の被害生徒からの申出等に係る担任教諭と被害生徒の保護者(開示請求者)の電話連絡によるやりとり及びR . . . に被害生徒の保護者(開示請求者)が来校し、担当教諭と面談した際のやりとりに係る記録(1/3)	32行目20文字目から30文字目	開示請求者以外の氏名	法第78条第1項第2号該当	開示請求者以外の個人を識別できる情報であるため	なし
	31	17	20	R . . . に被害生徒の保護者(開示請求者)が来校し、担当教諭と面談した際のやりとりに係る記録(続き)(2/3)	13行目15文字目から16文字目及び17行目5文字目から6文字目	開示請求者以外の氏名	法第78条第1項第2号該当	開示請求者以外の個人を識別できる情報であるため	13行目15文字目から16文字目まで 17行目5文字目から6文字目まで

	32	17	21	R . . . に被害生徒の保護者(開示請求者)が来校し、担当教諭と面談した際のやりとりに係る記録(続き)(3/3)	なし				
15	33	18	22	被害生徒が記入したいじめ未然対策講話記録用紙	なし				
16	34	19	23	R . . . 付け被害生徒が学校に戻れるようにするための対応について	なし				
17	35	20	24	被害生徒が記載したいじめへの対応に関する意見	なし				
18	36	21	25	「相手の気持ちを考えて行動しよう。」と書かれた啓発用文書	なし				
19	37	22～26	26～35	「茨城県立 高等学校いじめ防止基本方針」	なし				
20	38	27～36	36～45	いじめ防止対策推進法条文	なし				
21	39	37	46・47	被害生徒のガイダンス票	なし				